

枚方市議会定例会議案書  
(令和8年3月定例会議会)  
(追加①)

目 次

報告第20号	専決事項の報告について	…	1
	専決第20号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	2
議案第119号	令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第12号）	…	5
議案第120号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第6号）	…	19
議案第121号	令和8年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第1号）	…	23
議案第122号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	…	32



報告第20号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）3月19日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 和解及び損害賠償の額を定めることについて（1件）

専決第20号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

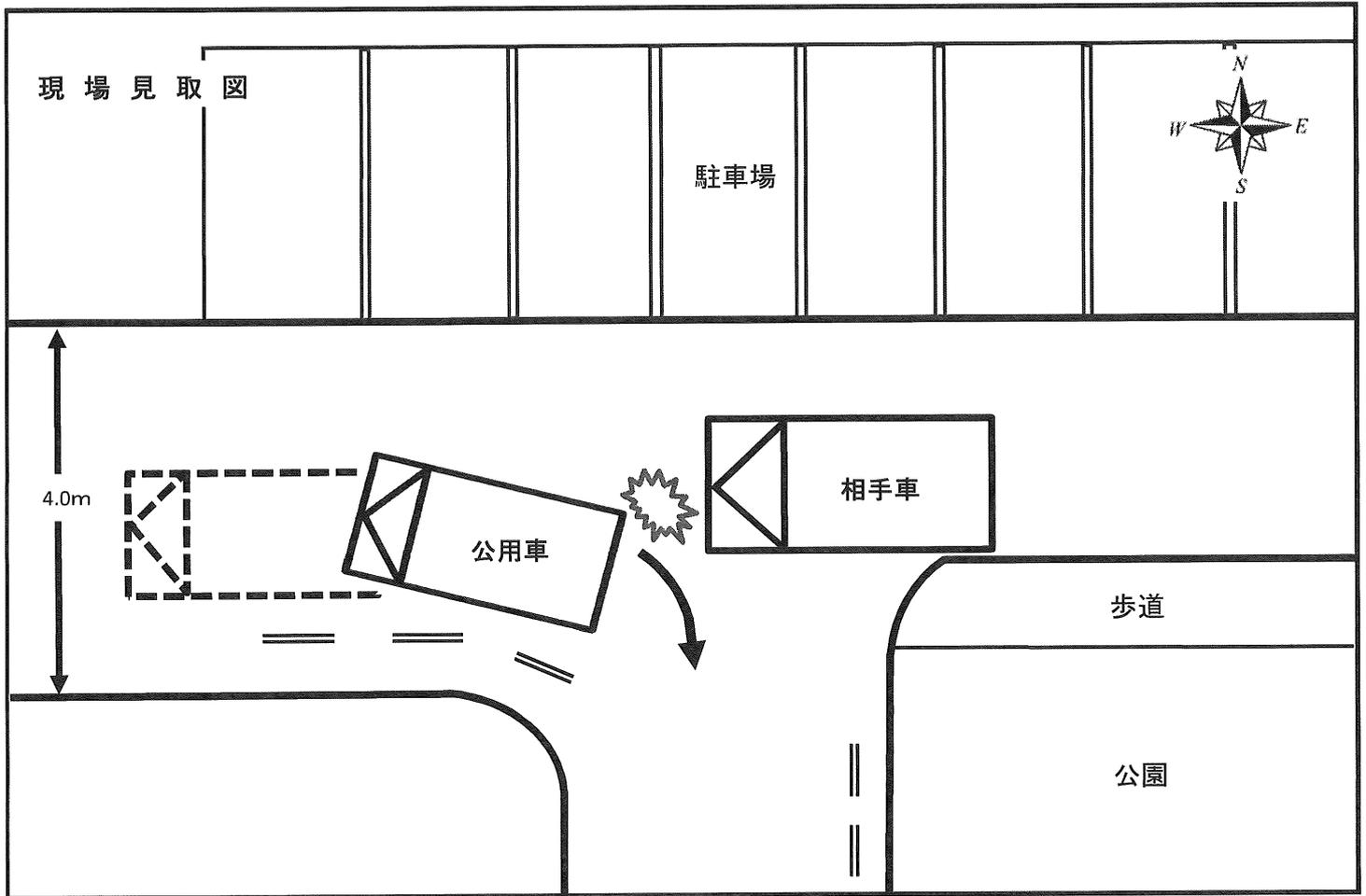
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年（2026年）3月10日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
2. 事件の内容 令和7年12月15日午前11時5分ごろ、本市福祉事務所職員が公用車（軽貨物車・大阪480め5354）を運転し、中宮北町の団地内道路において、路肩に停めた車を別の場所に移動させるためバックした際、後方で停止していた枚方市在住者が所有する普通乗用車の前方部に接触し、同車が損傷した事故である。
3. 賠償の額 金 571,600円
4. 和解の内容
  - (1) 本市は相手方に自己責任額金571,600円を支払う。
  - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。





令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ53,773千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,750,484千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和8年（2026年）3月19日提出

枚方市長 伏見 隆





第2表 地方債補正

起債の目的	補		正				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	344,700	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
合 計	10,607,200						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
その他								
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	379,200	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	10,641,700							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

第3表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7. 土木費	(4) 都市計画費	連続立体交差事業関連まちづくり事業	173,769	250,569
合計			9,982,818	10,059,618

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	46,476,853	▲92,173	46,384,680		
(項)					
(2) 国庫補助金	11,249,855	▲92,173	11,157,682		
2. 民生費国庫補助金	2,989,974	▲92,173	2,897,801	1. 児童福祉費補助金	▲92,173
(款)					
19. 繰入金	6,023,711	3,900	6,027,611		
(項)					
(1) 基金繰入金	5,872,799	3,900	5,876,699		
1. 基金繰入金	5,872,799	3,900	5,876,699	1. 基金繰入金	3,900
(款)					
21. 市債	10,849,100	34,500	10,883,600		
(項)					
(1) 市債	10,849,100	34,500	10,883,600		
4. 土木債	3,064,200	34,500	3,098,700	1. 都市計画事業債	34,500
歳入合計	180,804,257	▲53,773	180,750,484		

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
88. 物価高対応子育て 応援手当支給事業 補助金	▲92,173	1. 物価高対応子育て応援手当支給事業補助金	▲92,173
22. 財政調整基金繰入金	3,900	1. 財政調整基金繰入金	3,900
1. 都市計画事業債	34,500	1. 都市計画事業債 (1) 光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	34,500

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 3. 民 生 費	94,800,613	▲92,173	94,708,440	▲92,173	-	-	-
(項) (2) 児童福祉費	38,706,894	▲92,173	38,614,721	▲92,173	-	-	-
20. 物価高対応子育て 応援手当支給 事業費	1,348,026	▲92,173	1,255,853	▲92,173	-	-	-
(款) 7. 土 木 費	14,161,992	38,400	14,200,392	-	34,500	-	3,900
(項) (4) 都市計画費	10,300,706	38,400	10,339,106	-	34,500	-	3,900
4. 立体交差事業費	1,412,670	38,400	1,451,070	-	34,500	-	3,900
歳 出 合 計	180,804,257	▲53,773	180,750,484	▲92,173	34,500	-	3,900

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲2,080	3. 非常勤職員報酬 ▲2,080	1. 人 件 費 ▲2,111 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,111 ア. 報 酬 ▲2,080 イ. 共 済 費 ▲31
4. 共 済 費 ▲31	5. 雇用保険料 ▲31	2. 物価高対応子育て応援手当支給事業経費 ▲75,360 補 ▲75,360
8. 旅 費 ▲160	1. 費用弁償 ▲160	3. 事務経費 ▲14,702 旅 手 ▲160 消 委 ▲3,395 ▲397 印 ▲6,945 ▲710 通 ▲3,095
10. 需 用 費 ▲1,107	1. 消耗品費 ▲397 4. 印刷製本費 ▲710	
11. 役 務 費 ▲6,490	1. 通信運搬費 ▲3,095 4. 手 数 料 ▲3,395	
12. 委 託 料 ▲6,945	1. 委 託 料 ▲6,945	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲75,360	2. 補 助 金 ▲75,360	
18. 負担金補助及び 交付金 38,400	2. 補 助 金 38,400	1. 連続立体交差事業関連まちづくり事業経費 38,400 (1) 光善寺駅周辺市街地再開発事業費 38,400 補 38,400

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,728) 1,862	3,180,515	8,692,228	7,845,875	19,718,618	3,582,385	23,301,003	
補 正 額	(▲4) -	▲2,080	-	-	▲2,080	▲31	▲2,111	
補 正 後	(2,724) 1,862	3,178,435	8,692,228	7,845,875	19,716,538	3,582,354	23,298,892	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( )外数とする。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前前年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
1. 普通債	補正前	51,900,837	54,820,774	10,849,100	5,709,630	59,960,244
	補正額	-	-	34,500	-	34,500
	補正後	51,900,837	54,820,774	10,883,600	5,709,630	59,994,744
(1) 総務	補正前	9,124,844	8,607,790	255,300	652,234	8,210,856
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	9,124,844	8,607,790	255,300	652,234	8,210,856
(2) 民生	補正前	2,222,683	2,297,801	604,800	219,627	2,682,974
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	2,222,683	2,297,801	604,800	219,627	2,682,974
(3) 衛生	補正前	4,829,074	5,015,723	1,327,266	850,589	5,492,400
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	4,829,074	5,015,723	1,327,266	850,589	5,492,400
(4) 農林水産業	補正前	3,967	18,260	18,000	313	35,947
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	3,967	18,260	18,000	313	35,947
(5) 商工	補正前	170,350	163,650	-	6,700	156,950
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	170,350	163,650	-	6,700	156,950
(6) 土木	補正前	19,362,123	20,381,136	3,064,200	2,048,391	21,396,945
	補正額	-	-	34,500	-	34,500
	補正後	19,362,123	20,381,136	3,098,700	2,048,391	21,431,445
(7) 消防	補正前	623,454	554,959	26,600	70,045	511,514
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	623,454	554,959	26,600	70,045	511,514
(8) 教育	補正前	15,564,342	17,781,455	5,552,934	1,861,731	21,472,658
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	15,564,342	17,781,455	5,552,934	1,861,731	21,472,658
2. その他	補正前	61,893,304	56,979,790	-	5,518,877	51,460,913
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	61,893,304	56,979,790	-	5,518,877	51,460,913
(1) 地方税等 減収補填債	補正前	231,599	212,299	-	19,300	192,999
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	231,599	212,299	-	19,300	192,999
(2) 住民税等 減税補填債	補正前	228,772	101,512	-	83,808	17,704
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	228,772	101,512	-	83,808	17,704
(3) 臨時財政 対策債	補正前	61,432,933	56,665,979	-	5,415,714	51,250,265
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	61,432,933	56,665,979	-	5,415,714	51,250,265
合 計	補正前	113,794,141	111,800,564	10,849,100	11,228,507	111,421,157
	補正額	-	-	34,500	-	34,500
	補正後	113,794,141	111,800,564	10,883,600	11,228,507	111,455,657

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	▲2,111	▲14,702	-	-	▲75,360	▲92,173
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	38,400	38,400
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	-	-	-	-	-
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	▲2,111	▲14,702	-	-	▲36,960	▲53,773
現計予算の内訳	24,441,206	32,906,750	2,192,219	9,924,341	111,339,741	180,804,257
総計	24,439,095	32,892,048	2,192,219	9,924,341	111,302,781	180,750,484
総計の構成比 (%)	13.5	18.2	1.2	5.5	61.6	100.0

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第6号）

（総 則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第2条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	11,326,947 千円	215,325 千円	11,542,272 千円
第2項 医業外収益	1,639,158 千円	215,325 千円	1,854,483 千円

令和8年（2026年）3月19日 提出

枚方市長 伏見 隆

## 1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		11,326,947	215,325	11,542,272
2. 医業外収益		1,639,158	215,325	1,854,483
	3. 補助金	60,024	215,325	275,349
収入合計		11,326,947	215,325	11,542,272

病院事業会計補正予算説明書（第6号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
国 庫 補 助 金	215,325	1. 国庫補助金 医療機関等における賃上げ・物価上昇に 対する支援事業費補助金	215,325



令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 92,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 176,392,173千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年（2026 年）3 月 1 9 日提出

枚方市長 伏 見 隆





歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
15. 国庫支出金	42,467,489	92,173	42,559,662		
(項)					
(2) 国庫補助金	7,343,924	92,173	7,436,097		
2. 民生費国庫補助金	1,998,424	92,173	2,090,597	1. 児童福祉費補助金	92,173
歳 入 合 計	176,300,000	92,173	176,392,173		

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
84. 物価高対応子育て 応援手当支給事業 補助金	92,173	1. 物価高対応子育て応援手当支給事業補助金 92,173

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 民 生 費	90,697,993	92,173	90,790,166	92,173	-	-	-
(項)							
(2) 児童福祉費	38,245,577	92,173	38,337,750	92,173	-	-	-
20. 物価高対応子育て応援手当支給事業費	-	92,173	92,173	92,173	-	-	-
歳 出 合 計	176,300,000	92,173	176,392,173	92,173	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 2,080	3. 非常勤職員報酬 2,080	1. 人 件 費 2,111 (1) パートタイム会計年度任用職員 2,111
4. 共 済 費 31	5. 雇用保険料 31	ア. 報 酬 2,080 イ. 共 済 費 31
8. 旅 費 160	1. 費用弁償 160	2. 物価高対応子育て応援手当支給事業経費 75,360 補 75,360
10. 需 用 費 1,107	1. 消耗品費 397 4. 印刷製本費 710	3. 事務経費 14,702 旅 160 消 397 印 710 通 3,095 手 3,395 委 6,945
11. 役 務 費 6,490	1. 通信運搬費 3,095 4. 手 数 料 3,395	
12. 委 託 料 6,945	1. 委 託 料 6,945	
18. 負担金補助及び 交付金 75,360	2. 補 助 金 75,360	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,914) 1,971	3,102,361	8,945,156	7,986,093	20,033,610	3,663,865	23,697,475	
補 正 額	(4) -	2,080	-	-	2,080	31	2,111	
補 正 後	(2,918) 1,971	3,104,441	8,945,156	7,986,093	20,035,690	3,663,896	23,699,586	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	-	-	-	-	-
(3)民生費	2,111	14,702	-	-	75,360	92,173
(4)衛生費	-	-	-	-	-	-
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	-	-	-	-	-
(7)土木費	-	-	-	-	-	-
(8)消防費	-	-	-	-	-	-
(9)教育費	-	-	-	-	-	-
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	-	-
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	2,111	14,702	-	-	75,360	92,173
現計予算の内訳	24,636,362	30,328,911	1,307,350	3,082,000	116,945,377	176,300,000
総計	24,638,473	30,343,613	1,307,350	3,082,000	117,020,737	176,392,173
総計の構成比 (%)	14.0	17.2	0.7	1.7	66.4	100.0

議案第 122 号

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）3 月 19 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 子ども・子育て支援金に係る保険料の算定方法を定めるため。

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の3第1号ロ中「、」を「及び」に、「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号ロ中「、」を「及び」に、「及び介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第17条の2第1号中「）」の次に「の額」を加える。

第17条の5第1項第3号イ中「ロ又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第17条の11第1号中「）」の次に「の額」を加える。

第17条の15の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第17条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第24条、第24条の4、第24条の5及び第24条の7の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる

部分に限る。次号において同じ。)の額

ロ 第24条の7に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第17条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第17条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第17条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第17条の20 第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第20条第1項中「介護納付金賦課額」の次に「、第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「第24条の4第1項(同条第3項)」を「同条第5項各号に定める額、第24条の4第1

項（同条第3項又は第4項）に、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号（同条第6項）を「額、同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「第24条の5第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第24条の5第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「又は同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「又は第24条の7第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「第24条第1項各号」を「第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額、第24条第1項各号に定める額、同条第5項各号」に、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号」を「額、同条第5項」に、「又は同条第5項各号」を「、第24条の5第6項各号に掲げる額又は第24条の7第1項」に改める。

第24条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、「（以下この項）を「（次号及び第3号並びに第5項）」に改め、同項第2号中「305,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じる金額」に改め、同項第3号中「560,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じる金額」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の20に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にあつては、その

発生した日) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額  
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にあつては、その発生した日) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額  
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第17条の19第2項及び第3項の規定は、前項各号のイ及びロに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第24条の2中「及び前条第1項」を「、第17条の4、第17条の13、第17条の18並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び第5項」に改める。

第24条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第17条の5」との次に「、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、

「第13条」とあるのは「第17条の19」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と、第2項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の19第3項」と読み替えるものとする。

第24条の4に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の19」と、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第5項各号」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と、第6項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の19第3項」と読み替えるものとする。

第24条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に改め、「第17条の15」との次に「、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項中」を「第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第17条の10」との次に「、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の17」と、「第17条」とあるのは「第17条の20」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と読み替えるものとする。

第24条の5に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の17」と、「第17条」とあるのは「第17条の20」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第5項各号」と、第7項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と読み替えるものとする。

第24条の6の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第24条の7 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第17条の19の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第24条第5項、第24条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は第24条の5第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定

により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第17条の19第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条の19第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分以後の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の保険料についての改正後の第17条の20の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令」とあるのは、「国民健康保険法施行令」と読み替えるものとする。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(保険料の賦課額)</p> <p><u>第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p><u>第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）<u>並びに</u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに</u>子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により</p>	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>及び</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ハ～ホ [略]</p> <p>へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに</u>介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ・ニ [略]</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第17条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) [略]</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p>	<p>交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この口において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ハ・ニ [略]</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第17条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第24条、第24条の4及び第24条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第17条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ <u>特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯</u> 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第17条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ <u>ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯</u> 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第24条及び第24条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の<u>額</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第24条及び第24条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）</p> <p>(2) [略]</p>
<p>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</p> <p>第17条の16 <u>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第24条、第24条の4、第24条の5及び第24条の7の規定により子ども・子育て</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>イ <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p>ロ <u>第24条の7に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>イ <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>ロ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>第17条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p><u>第17条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</u></p> <p><u>第17条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p><u>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</u></p> <p><u>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示し</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）</u></p> <p><u>第17条の20 第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えられない。</u></p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の12の介護納付金賦課額、<u>第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額</u>、第24条第1項各号（同条第3</p>	<p>（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第17条の12の介護納付金賦課額、第24条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、<u>同条第5項各号に定める額、第24条の4第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第24条の5第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は第24条の7第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額、第17条の12の介護納付金賦課額、<u>第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額、第24条第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額、第24条の4第1項に定める額、同条第5項に掲げる額、第24条の5第1項各号に掲げる額、第24条の5第6項各号に掲げる額又は第24条の7第1項に掲げる額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号</u></p>	<p>合を含む。次項において同じ。）に定める額、<u>第24条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額、第24条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額又は同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額、第17条の12の介護納付金賦課額、<u>第24条第1項各号に定める額、第24条の4第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第24条の4第4項第1号に掲げる額、第24条の5第1項各号に掲げる額又は同条第5項各号に掲げる額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該</u></p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。</p> <p>(1) 納付義務者、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15</p>	<p>当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額)とする。</p> <p>(1) 納付義務者、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても、同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びに当該納付義務者の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満であ</p>	<p>項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても、同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びに当該納付義務者の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満である者にあつ</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>る者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上である者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じる金額</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の</p>	<p>ては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上である者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じる金額</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第17条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の20に規定する金額を超える場合には、同条に規</u></p>	<p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>560,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>定する金額）とする。</p> <p>(1) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u> <u>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じる金額に当該年度の保険料賦課期</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p> <u>日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にあつては、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</u> </p> <p> <u>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u> </p> <p> <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定により被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にあつては、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に</u> </p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 <u>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第17条の19第2項及び第3項の規定は、前項各号のイ及びロに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（特例対象被保険者等の特例）</p> <p>第24条の2 <u>納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項、第17条の4、第17条の13、第17条の18並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び第5項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（同法）」とあるのは「所得</u></p>	<p>（特例対象被保険者等の特例）</p> <p>第24条の2 <u>納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の19」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と、第2項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の19第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。</p> <p>（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。            この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の5」と、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の19」と、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第5項各号」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と、第6項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の19第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（<u>第6項に規定する場合を除く。</u>）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得</p>	<p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。            この場合において、<u>第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第17条の5」と、「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と、前項中「第13条第3項」とあるのは「第17条の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（<u>第5項に規定する場合を除く。</u>）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3に規定する場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の17」と、「第17条」とあるのは「第17条の20」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>10 <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の17」と、「第17条」とあるのは「第17条の20」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第24条第1項各号」とあるのは「第24条第5項各号」と、第7項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の19第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）</u></p> <p><u>第24条の7 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第17条の19の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第24条第5項、</u></p>	<p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>第24条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は第24条の5第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 第17条の19第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条の19第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p>	